

大和郡山城下町エリアの活性化に関する連携協定書

大和郡山市(以下「甲」という。)と大和郡山まちづくり株式会社(以下「乙」という。)は、連携・協力して、遊休不動産等のリノベーションをはじめ、城下町エリアの活性化に資する事業を実施することについて、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲において郡山城跡および城下町といった地域の歴史資源を活かし、新たな産業の創造や人材雇用へと繋げるリノベーションまちづくりの取り組みを進めているところであり、乙の実施する取り組みが、城下町エリアの活性化に貢献する意向であることから、甲および乙が連携・協力することにより、城下町エリアの価値、利便性の向上をより一層進めることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 城下町エリアを中心とした遊休不動産等のリノベーション促進に関すること。
- (2) 城下町エリアを中心とした集客イベントの実施に関すること。
- (3) 城下町エリアの魅力やリノベーションまちづくりの情報発信に関すること。
- (4) 甲が実施するエリア活性化の取り組みとの連携・協力に関すること。
- (5) (1)から(4)の実施に必要な事項

(甲の役割)

第3条 甲は、前条の各号に定める連携事項等を推進するため、地域のまちづくりの観点から、次の事項を実施するものとする。

- (1) 施策実施のために必要な地域や関係者との調整
- (2) 施策実施にあたり必要となる関係行政機関との調整
- (3) 施策についての情報発信

(乙の役割)

第4条 乙は第2条の各号に定める連携事項等を推進するため、次の事項を実施する。

- (1) リノベーションまちづくりの魅力の創造と発信
- (2) 城下町エリアでの集客イベント企画
- (3) リノベーションまちづくりに興味を持つ人との交流促進
- (4) 施策についての情報発信
- (5) その他、城下町エリアの活性化に寄与する取り組み

(協定の変更)

第5条 甲または乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲または乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲および乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 3年 4月 12日

甲 大和郡山市北郡山町248-4

大和郡山市長 上田 清

乙 大和郡山市矢田町通1-1

大和郡山まちづくり株式会社

代表取締役 大垣 満

代表取締役 村田 直子